

令和8年第2回大津町議会文教厚生常任委員会審議記録

議案第13号関連 件名 大津町振興総合計画基本計画の策定について

(健康福祉部 福祉課)

質疑 「町民アンケートでは、約5割が障がいによる差別を感じており」とあるが、どういう差別を感じているのか。

答弁 アンケートでは、教育や就労の場面において差別を感じるという結果が出ています。

(健康福祉部 子育て支援課)

質疑 施策の方針2-2-1「こどもの権利が尊重され安心して生活できる地域の実現」の目標指標について、保護者による「こどもの権利」の認知度の割合が設定されている。事務局より、この目標を設定した理由として、虐待が増えているという背景があり、虐待リスク抑制のため「こどもの権利」に対する保護者の理解を深めていくという説明があったが、認知度があることと、虐待件数が減ることについて、関係性が分かるデータがあるか。

答弁 「こどもの権利」の認知度と虐待件数について、その関係性が分かるようなデータは現在ありません。全国的に児童虐待の件数が増える中で、町においても虐待件数は増加傾向となっています。虐待防止の観点からも、乳幼児期の健診等において、子育て初期段階から「こどもの権利」について、保護者に対し周知を図っていきたいと考えています。また、健康保険課において導入を進めている母子健康手帳アプリ等を活用し、プッシュ式で「こどもの権利」を含め、育児においてのこどもとの関わり方などの周知を行うよう予定しています。町全体として「こどもの権利」の認知度が向上していくことが、こどもの健全な成長に繋がると考えており、今回目標指標として設定しました。

質疑 「こども」の表記は、行政としてはひらがなで統一していくのか。町条例等について、今後書き換えが必要となるのか。

答弁 「こども」の表記は、こども家庭庁からは、法令等に根拠がある場合等を除き、平仮名で表記することが示されており、この考え方にに基づき、町振興総合計画においても平仮名で表記しています。町条例等の書き換えの必要性は、今後調査したいと考えています。

質疑 こどもの権利条例について、制定を考えているか。

答弁 こどもの権利条約をはじめ、こども基本法等の国の方針に基づき、町も施策展開を行っていることから、現時点では、制定する予定はありません。

質疑 令和6年度の小学5年生・中学2年生による「こどもの権利の認知度」が27.3%と低く感じるが、学校での取り組みの状況はどのようになっているか。

答弁 子育て支援課では、町内の校長会や学校訪問時に学校に対して児童生徒及び保護者へこどもの権利の周知を依頼するなど、学校における取り組みをお願いしています。

質疑 子育て支援課からの依頼のみで、令和11年度の目標値は達成できるのか。

答弁 令和11年度の目標値を達成するためには、小中学校での指導が大きく関わると考えています。こどもとして知るべき権利であるため、学校教育においても周知を図っていきたいと考えています。

意見 こども基本法では、学校教育分野での取り組みについて示されているので、対応をお願いしたい。

質疑 小学5年生、中学2年生に対しての調査方法はどのような手法か。また、調査の対象としてこの学年を選んでいる理由はあるか。

答弁 調査は、町内小中学校に協力を仰ぎ、学校を通じて当該学年の児童生徒及びその保護者に対してアンケート回答を依頼しています。目標指標の令和6年度の数値は、同年度に策定した町こども計画策定において当該学年を対象としてアンケートを実施した結果となります。学年の選定については、国が示している市町村こども計画策定の指針に基づいたものと

なります。

(健康福祉部 介護保険課)

質疑 なし

(健康福祉部 健康保険課)

質疑 なし

(教育部 学校教育課)

質疑 質疑なし

(教育部 教育施設課)

質疑 質疑なし

(教育部 生涯学習課)

質疑 質疑なし

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第15号 件名 大津町特定乳児等通園支援事業の運営に関する
基準を定める条例の制定について

(健康福祉部 子育て支援課)

質疑 利用時間が1ヶ月あたり10時間ということだが、給食の時間も入るのか。また、生後6ヶ月から利用できるとの説明だが、アレルギー検査を受けている子もいると思う。その場合どのような対応を行うのか。施設側での受け入れ準備は出来ているか。

答弁 給食等を含めて利用時間に含まれます。アレルギー等は、利用前に、保護者と施設との初回面談で十分な説明と協議を行ったうえで利用することになります。

質疑 具体的にどのようなことを確認するのか、町として統一した対応の確認はしているのか。今回、認可確認申請した各園がきちんと理解しているか。

答弁 今回、12ヶ所の認可保育所等から認可確認申請があり、各園は日頃から、アレルギー対応等の対応をしていますので、乳児等通園支援事業でも同様に対応いただく予定です。また、事業実施前の3月中に乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」の全体的な事業説明会を行う予定ですので、事業を適正に実施されるよう説明していきます。

意見 全国では、アレルギーで亡くなっているこどももいるので、適正に対応されるようお願いする。

質疑 スケジュールにおいて、現在、認可手続きは終わっているのか。認可後にすぐ確認をするということか。広報にも4月から制度が始まりますと書いてあったが。

答弁 現在、認可手続きを進めているところです。準備行為を含めて、4月1日から利用開始できるように進めています。

意見 他の自治体では、1月27日の段階で条例を上程されているところもあるので、もっと早く出来たのではないかと思う。

質疑 第18号議案の条例で、町立園を利用する場合の利用者負担額の規定があるが、私立園を利用する場合の利用者負担額は、どのように定めるのか。他の市町村では、特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の中に、この乳児等通園支援事業の利用者負担額の内容を規定しているが、同様の条例改正は必要ないのか。

答弁 利用料は、国が1時間あたり300円と標準と示しています。公立園では300円とする予定です。一方、私立園の利用料につきましては、国の通知では、各私立園が設定できるとされています。

質疑 条例の条文について、第7条で、事業者は利用者から支給認定証の提示を受けたときに、子ども・子育て支援法施行規則第28条の24各号に掲げる事項を確認するとあるが、その内容を説明してほしい。

答弁 利用者は、まず町に支給認定申請を行い、町から支給認定証を交付します。事業者はその認定の内容を確認することになります。具体的には、支給認定を受けた保護者・こどもの氏名、生年月日、認定証番号、交付年月日、有効期間などです。

質疑 第 18 条において、「乳児等支援給付認定保護者が、偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるが、どのような場合を想定しているのか。

答弁 例えば、いくつかの園にまたがって利用し、利用上限の 10 時間を超えていたなどのケースもあるのではないかと思います。システムを利用しますので、事前に記録を確認できるとは思いますが、その他想定されない使い方をされた場合などが考えられます。

質疑 第 30 条第 1 項第 3 号において、事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこととあるが、どのような研修を行うのか。

答弁 県主催の研修や町としても研修を行っていきますので、適切な誰でも通園制度の実施がなされるように実施していきます。

質疑 第 24 条に虐待の禁止の記載があるが、もし虐待が起きたときに、どのような対応をするべきか、条例の中で定めるべきではないか。

答弁 虐待の禁止は、児童福祉法の中で虐待の通報など対応すべき内容が記載されています。具体的な対応は、国の「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応に関するガイドライン」に基づき、対応をしていく必要があります。

質疑 余裕活用型の認可では、園に年度途中で保育入所がある場合は、余裕活用型の定員枠がなくなり、後から、こども誰でも通園制度を利用したいこどもが利用できなくなるということもあるのではないか。利用の保障がされる必要があるのではないか。

答弁 各園で利用定員を定めることになりますので、その定員枠は確保のうえ、受入れることになります。利用する際には事前に保護者と園で面談を行

い、利用計画を立てて、実際の利用となります。定員枠が埋まっている場合には、町内の他の実施園を案内するなどして、できるだけ利用できるように調整していきたいと考えています。

質疑 医療的ケアが必要な子どもや障がいのある子どもへの対応については条例に規定はあるか。また、認可申請した12園とも、その受け入れ態勢は整っているのか。

答弁 乳児等通園支援事業のガイドラインにおいて、医療的ケア児や障がいのある子どもへの対応方針が掲載されています。認可申請では、国の基準を満たす施設に対し認可を行いますが、利用される子どもの症状や状況によっては、個別に必要な対応や支援が違うことも考えられるため、希望される園と協議していきます。この制度を利用したい方が必ず利用できるよう、公立園においても受け入れ体制の整備を行っていきます。

意見 相談に対して、一つ一つ対応していくしかないかと思う。スムーズな利用につながるように対応し、改善していく必要があると思う。

質疑 この事業を行うための財源は、国などから直接園に支払われるのか。それとも町を通して支払われるのか。

答弁 まず保護者からの利用料は直接園に支払われ、園の収入となります。給付費は、各園からの実績報告に応じて国の規定による金額を町が園に支払い、国負担分、県負担分を町が歳入として受けます。

質疑 4月から制度が始まるが、登録してすぐに利用できる状態になっているのか。

答弁 4月から利用できるように準備を進めています。事業者向けの説明会も予定しており、その中で改めて制度や運用の説明を行います。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第18号 件名 大津町立保育所の延長保育事業、一時保育事業及び休日保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

(健康福祉部 子育て支援課)

質疑 これまで一時保育の利用料は1日利用だと8時間給食費込みで2,000円だったが、これはなくなるということか。

答弁 乳児等通園支援制度において、1時間300円を標準とし、給食費は別途徴収という取り扱いとされており、一時保育事業においても、同様にこどもを預かるという観点から、同一の料金体系として改正するものとなります。

質疑 改正前の給食等含め日額2,000円はなくなり、1時間当たりの利用料も250円から300円となり、これまで一時保育を利用していた方からすると、結果的に値上げになる。特に1日利用していた方は給食費込みで2,000円であったが、1時間単位で計算すると負担が増える。そこで、利用者の方に対して、その点も含めてきちんと説明する必要があるのではないか。これからは1時間300円で高くなり、給食費も別に支払わなくてはいけないということか。

答弁 これまで250円で実施していた一時保育は、町としての支援の考え方の中で設定していたものになりますが、今回については国の制度に基づく形で、1時間300円という形になります。その点については改めて説明が必要だと考えています。

質疑 こども誰でも通園制度と一時保育の利用料を合わせる必要があるのか。

答弁 制度の趣旨からすると、こども誰でも通園制度は子どもの成長や発達及び保護者への支援を行うという制度、一時保育は保護者の用事等で預ける制度という違いがあります。保育の提供という面では同じサービスを受けるため、均衡を保つという上で、利用料は1時間300円で整理することとしました。また、日額2,000円は、最大利用時間の1日8時間での利用料です。8時間利用で給食利用の場合は2,700円となり、従来から700円の負担増になります。

質疑 条例改正前は、一時保育事業の法的根拠を子ども・子育て支援法と規定していたが、改正後は児童福祉法を根拠とする規定に変更されている。そこは間違いないか。併せて延長保育事業はどうか。

答弁 一時保育事業は、児童福祉法において定義が規定されており、子ども・子育て支援法においても「児童福祉法に規定する一時保育事業」として位置付けられております。このため、基本となる児童福祉法の規定に基づき整理しています。

また、延長保育事業は、児童福祉法ではなく子ども・子育て支援法において規定されている事業であることから、改正前と取扱いに変更はありません。

質疑 一時保育事業では、月額 2,000 円で、1 時間 250 円から 300 円に改正ということで、利用者からすると不利益改正となる。この場合は利用者への説明など事前に手続きがあるのではないか。

答弁 まずは議会での説明させていただき、その後、利用者の方への説明を進めていく予定です。

質疑 利用者への説明が不足していると思うが、子ども・子育て会議では意見は聞いているのか。

答弁 子ども・子育て会議での説明を行い、意見はありませんでした。

質疑 本会議にて、一時保育事業の負担額については説明があったか。

答弁 「既存事業の一時保育事業の利用者負担金の額を見直します。」と説明しています。

意見 利用料の変更は、利用者の方へ丁寧に説明していくようお願いする。

質疑 現在の一時保育事業の利用状況の説明をしてほしい。

答弁 令和 7 年度の 4 月から 2 月までの実績としまして、延べ利用数は 251 人で、実人数は、30 人です。このうち長時間利用となる 7～8 時間利用は 16 人です。

討論 (反対)

一時保育事業はこれまで給食込みで日額 2,000 円であったものが、実質負担増につながるものであり、利用者への説明も不足しているため反対する。

採決 賛成多数で可決

議案第 19 号 件名 大津町介護保険条例の一部を改正する条例について

(健康福祉部 介護保険課)

質疑 令和 7 年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられたが、この趣旨は何か。

答弁 物価上昇等に対応し、特に低所得層の税負担を軽減することを目的としています。

質疑 特例減免の対象者の要件の一つである「令和 8 年度市町村民税が課されているものとみなされる者」とは、どのような方を指すのか。

答弁 「令和 8 年度市町村民税が課されているものとみなされる者」とは、令和 8 年度住民税は非課税であるものの、今回の税制改正の影響を遮断する介護保険施行令の改正に伴い、介護保険料の判定において旧制度の給与所得控除額（55 万円）を用いて所得を算定することにより、介護保険料の計算上のみ課税として取り扱われる方です。また、この「課されているものとみなされる者」のうち、令和 7 年度は住民税非課税であり、給与所得控除額の引上げの範囲内で就労調整を行っている方などについては、住民税は非課税であるにもかかわらず、制度改正の影響により介護保険料のみ課税世帯として判定され、保険料段階が意図せず上昇してしまうこととなります。このため、そのような方については、保険料段階が意図せず上昇することを防ぐ観点から、非課税段階まで保険料を引き下げる特例減免措置を設けるものです。

質疑 なぜ特例減免は令和 8 年度限りの時限的な措置なのか。

答弁 今回の特例減免は、令和 7 年度税制改正およびそれに伴う制度変更によ

る影響を調整するための経過措置です。令和8年度は第9期介護保険事業計画の最終年度であり、計画期間中の保険料収入が想定外に減少することを防ぐ観点から、制度移行期に限った対応として令和8年度限りの措置とされています。

意見 今回の制度は仕組みが複雑であり、理解しにくい内容であるため、今後は分かりやすい説明資料を作成し、理解しやすい形で説明するよう努めてほしい。

質疑 令和7年度税制改正は、何年度から適用されるのか。

答弁 令和7年度の税制改正であるため、制度の適用は令和8年度からとなります。なお、市町村民税は前年度の所得を基に課税される仕組みであるため、令和7年中の所得を基に令和8年度の住民税が算定されることとなります。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第 21号 件名 大津町都市公園条例の一部を改正する条例について

(教育部 生涯学習課)

質疑 体育施設の予約について、他の施設ではオンライン予約が可能であるが、なぜ体育施設では導入されていないのか。

答弁 現在、大津町では社会教育施設等について「まちかぎりモート」による施設予約システムを利用しています。しかし、総合体育館の場合、メインアリーナにバドミントンコートが8面あり、コート単位での予約管理が必要となりますが、現在のシステムでは対応が難しい状況です。指定管理者とも協議を行いまして、システム改修の可能性について検討していますが、改修には1年以上の期間と数百万円単位の費用が必要との見積りが出ています。現在DX担当課とも協議しながら検討を進めています。

質疑 指定管理者の提案書には予約システム導入が含まれていたと記憶している。現状で導入できていないのは当初提案と異なるのではないか。

答弁 現行システムは既に開発終了しているため、新たなシステムの改修についても難しい状況です。指定管理者とも協議を続けており、早期導入を目指して検討しています。

質疑 現状、予約と支払いには体育館へ行かなければならない状況である。今の時代なので、早く改善してほしい。

答弁 サービスの面でご不便をお掛けしている状況です。生涯学習センター、公民館、小中学校の体育施設などは現システムを利用できています。体育施設については、令和8年度前半には方向性を決定したいと考えています。

質疑 体育施設の減免については内規のみで運用されているようだが、住民への周知が十分とは言えない。内規をきちんと例規化すべきではないか。また、町外利用者を3倍とする根拠は何か。

答弁 現在は内規により減免を行っています。「全額減免」は、町または教育委員会主催事業、小中学校体育連盟主催大会、町体育協会等主催大会などになります。「一部減免」は、学校部活動、高校体育連盟主催大会、障がい者大会などとなっています。今後、利用料金体系などと併せて整理を考えていきます。また、町外利用者の3倍料金につきましては、近隣自治体においても町外料金を3倍とする例が多い状況です。

質疑 総合体育館の空調整備に伴う料金の算定方法を説明してほしい。

答弁 空調設備の整備に伴い年間の必要経費として、電気代、ガス代、保守点検費などを含めた総額約807万円を基に、稼働日数、稼働時間から1時間あたりの費用を算出し、利用者負担割合を3割として、メインアリーナ1時間あたり3,000円、サブアリーナ1時間あたり700円を設定しました。

質疑 暑熱時における、空調稼働の判断基準となる温度はどこで測定するのか。

答弁 アリーナ内において測定する予定です。空調機器の整備完了後に、施工業者による試運転と指定管理者との試験調査を踏まえ、運用方法を検討し

ていきます。

質疑 利用者負担の根拠となる電気使用量は正確に測定できるのか。

答弁 中央管理システムにより各機器の使用電力量を把握する仕組みを活用し、空調使用時における電気使用量を算出する予定です。

質疑 提示された資料では、算定された収入と必要経費の整合が取れていないのではないか。

答弁 大会利用なども含めた稼働を想定しており、指定管理者と連携して収入の確保と経費の削減に努めることとしています。

質疑 電気代削減のため、体育館屋根への太陽光発電設置を検討すべきではないか。

答弁 太陽光発電はすでに導入していますが、ネーミングライツなどの財源確保についても検討していきます。

3月16日打合せ

質疑 資料10ページの「負担額の試算」で、利用者が負担する空調料金1,716,800円（百71万6千8百円）はどこから算出しているのか。

答弁 年間の維持管理費10,372,873円（1千37万2千873円）に対し、8,680,046円（8百68万46円）を指定管理者への補償金として、令和8年度の一般会計に計上していますが、その差額を利用者が負担する空調料金と想定しており、1月から5月及び10月から12月分の空調料金に加え、6月から9月の暑熱時においても、過去の実績から、1ヵ月あたり5日の、空調料金を伴う大きな大会が開催されることを想定して計算し、1,716,800円（百71万6千8百円）を算定しています。

質疑 最終的に利用料収入が見通しより少なくなった場合は指定管理者が負担しなければならないのか。

答弁 （利用料収入が少なかった場合に加え）令和6年度までの電気代、令和8

年度の電気代も比較する必要がありますが、電力の使用量が低かった場合は、町が計上した補償金が過大だったのか、あるいは、指定管理者の節電の効果だったのかなど、指定管理者と協議をしていきたいと思えます。

質疑 10 ページの利用者負担額が今の試算を下回った場合には補填は必要か。

答弁 10,372,873 円（1 千 3 7 万 2 千 8 7 3 円）の維持管理費を、指定管理者が支払い、現在見込んでいる利用料収入を割り込んだ場合は、補填する可能性もあります。

意見 収入が入らない可能性、また、補填の可能性があることも認識しておいてもらいたい。

意見 体育館をより多くの方に利用していただくために、内外にさまざまなアプローチを行っていかなければならない。近隣自治体でも新しい体育館が整備され、施設間の競争が激しくなっている。その部分を考慮しないと体育館の収入も減って、町が費用を負担しなければならなくなるため、顧客の獲得も進めなければならない。大津町の立地の良さや宿泊施設の充実ぶりを活かし、広域的な大会の誘致や P R に努め、稼働率を上げる努力を継続してほしい。

質疑 町外の学校部活動が利用する場合、料金はどうなるのか。

答弁 町外利用者の場合は、通常の 3 倍の料金となります。なお、町内の部活動（のコート利用）については現行の減免規定等が適用されます。

質疑 体育館の予約システムについて、半面利用などの詳細な料金体系に対応できるよう、早期に改善すべきではないか。

答弁 現在の予約システムと料金体系については、利便性向上のため、シンプルで明快な体系となるよう全体的な見直しを検討しており、できる限り早期の対応に努めます。

3 月 1 7 日 文教厚生委員会

質疑 複数団体が同時利用する場合、空調利用の可否について合意が得られな

いケースも想定される。その際の判断基準やルールを明確にすべきではないか。また、後から利用する団体が入ってきた場合、料金負担の分担（折半など）はどう考えるのか。

答弁 まず利用団体同士で協議してもらうことを基本とし、その結果に基づいて対応させていただきたいと考えています。

なお、先に料金を払う意思がある団体が使用しているところに他の団体が入ってきた場合は基本的には事前に予約のあった申し込みを基本に、支払いを確定させなければならないと思います。ただ、利用者同士のトラブルが想定される場合は施設管理者の調整が必要になってくると思いますが、指定管理者ばかりに任せるのではなく、トラブルケースも生涯学習課で把握し、明確にマニュアル化していかなければならないと考えています。

質疑 今回の想定では、（暑熱時の各月に）5日間で各8時間の使用とのことだが、5ページに記載されている稼働日数が27日と記載してあるが、稼働日の設定に矛盾があるのではないか。

答弁 稼働日数は施設全体の利用日数で、その内数として「有料空調利用日（5日）」を見込んでいます。大規模イベント等で有料利用が発生する想定を27日のうち5日と見通して、収入を（10ページにて）算定しています。

質疑 基準値の書き方の問題だか、「b:気象情報会社の現在値・予報値（1kmメッシュ）WBGT値25℃以上、なお、WBGT値23℃以下となった場合は停止する」とあるが、それがbの該当条件になるのか。「a:アリーナ内 WBGT25℃以上」の条件においても、WBGT値が23℃以下となった場合には、空調を停止しないのか。

答弁 WBGT値23℃以下となった場合は停止することを考えており、bの条件だけでなくaの条件においてもWBGT値が23℃以下となった場合には、空調を停止します。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第26号関連 件名 令和8年度大津町一般会計予算について

(健康福祉部 福祉課)

質疑 ひとり親家庭医療費助成支払業務手数料が昨年度と比べて大きく減額となっているのはなぜか。

答弁 ひとり親医療費助成事業は令和6年11月から現物給付を開始しています。令和7年度は扶助費(医療費)の予算を助成実績の増加を見込んで増額していましたが、実績が想定ほど伸びなかったことから、実績を見込んで扶助費を減額しています。また、手数料は、他自治体が新たに現物給付を開始したことで、支払事務手数料の単価が減額となりましたので、予算を減額しています。

質疑 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」が昨年度に比べて減額となっているのはなぜか。

答弁 今回、体制を2名から1名に減らしています。当初は、町内連携の仕組みや、支援フローが確立していないということもあり、複数名体制で支援体制の基盤構築を行ってきました。現在は、支援の流れも定着し、新規相談も落ち着いてきていることから、1名体制へ移行することとしています。

質疑 「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定業務委託」は委託が必要なのか。最近はA Iが発達しており、活用すれば委託せずに策定できるのではないか。

答弁 今回の計画策定は、プロポーザル方式ではなく、入札方式による選定を行うことで、委託料を抑えたいと考えています。ただし、議員ご指摘のとおり、A Iの技術が優れているということもあり、研究していきたいと考えています。

質疑 扶助費の障がい福祉サービス事業と障がい児通所支援事業の2つで17億近い支出となり、国・県の財源もあるが、町全体予算200億円のうち1割近くとなっている。その中で、放課後等デイサービス事業所が増えてきているが、想定している機能を果たしているのか。

答弁 障がい福祉サービス、障がい児通所支援の扶助費は年々増加しています。

特に障がい児通所支援の放課後等デイサービスは利用が伸び続けており、利用者数も増加しています。町内や菊池圏域においても、事業所が増加していることや、発達障がい等の早期確認、早期対応を進める中で、療育サポートが広がっていることもあり、全体的に伸びていると考えています。療育事業所においても、児童特性に応じた配慮などを適宜保育所や学校や家庭等にも情報提供を進めているほか、町でも保育所、学校等への巡回支援や、ペアレントプログラムを実施し、児童への関り方を学ぶ取り組みを進めています。全国的に増加傾向にありますので、国の動向も踏まえながら、より良いサービスが提供できるよう努めていきたいと考えています。

質疑 近年、障がい児の数は増加しており、これまで潜在的だったものが顕在化してきたという要因もあると思うが、そもそも分母が増えてきているという考え方もある。今、エコチル調査などもあっているが、その中で要因が見えてくるのではないかという話もあり、先々、発達障がいの要因を分析し、その対応ができるような長期的な方向性は見えているのか。

答弁 長期的な視点で発達障がいがある人へのサポートは考えていかなければならないところであり、その発達障がいの要因を支えて生活しやすい環境を長期的に作らなければならないと考えています。しかしながら、発達障がいの要因が具体的に何なのかを把握はできていません。現在は、個別の特性に応じた支援が広がっている段階ですので、今後もその支援が広がり、結果として発達障がいの要因が見えてきたときに、対応ができるようになるのではないかと考えています。

質疑 基幹相談支援センターについて詳しく説明してほしい。

答弁 基幹相談支援センターは、「ふくしの相談窓口」の中に設置しており、障がい福祉サービスの利用に関する相談や不安解消、情緒安定に関する相談などのほか、町内各相談支援事業からの困難事例に関する相談を受け、毎月、50 から 60 人の相談者に対し、200 件ほどの相談対応を行っています。また、基幹相談支援センターが中核となり、同行支援や、課題解決に向けた支援機関との連携を行うとともに、困難事例を題材とした研修会を開催し、相談支援専門員の資質向上に取り組んでいます。

質疑 基幹相談支援センターは2千万円近い予算が計上されているが、人員体

制を増やすということか。

答弁 人員については、当初から専門職の3名体制で実施しています。

質疑 相談件数が多いなかで人員は増えないということだがそれで問題はないか。

答弁 人員は委託当初から変更していませんが、3名体制で対応できています。

質疑 障がい児通所支援を利用するために、発達障がいなどの確認はどの段階で行っているのか。

答弁 障がい児通所支援を利用する場合、町に申請してもらう際に、発達障がいなど療育の必要性の確認を行っており、乳幼児健診等で成長の過程で発達が気になる場合は心理相談に繋がり療育の勧めを行うことがあります。また、保育所等や学校において巡回支援を行っており、気になる子どもさんについては、先生や保護者へ説明しながら医療機関の受診に繋げ、診断書や意見書に基づいて療育を利用することになります。

質疑 社会福祉協議会補助金（運営費）が増額しているのはなぜか。

答弁 今後の組織体制の見直しや運営基盤の強化を図るため、管理職級の職員配置を予定していることから、前年度と比較し915万2千円を増額しています。内訳は社協職員の定期昇給による増額及び新たな職員1人分の人件費です。

質疑 災害時避難行動要支援者について、同意者数を増やす具体的な取り組みはどう考えているか。

答弁 現在、同意者数が40%弱と低い状況となっています。令和8年度は3年に1度、見直しの時期となっていますので、対象者約3千人に対し改めて一斉送付を行う予定としています。
今回、個別通知だけでなく、広報等を活用し、情報発信を行うとともに、各地域で実施している高齢者が集まる場等を活用しながら、制度の周知と同意取得の促進に取り組んでいきたいと考えています。

質疑 振興総合計画では、同意者割合を 39.9%から 55%に伸ばすということだが、一斉送付だけで達成できるとは思えない。今後、どのように展開していく考えか。

答弁 これまで、対象者個人に通知をしていましたが、加えて今後は、広報等を活用し情報発信を強化していきたいと考えています。また、個別のケース会議などで、ケアマネージャーや相談支援専門員と情報共有を行いながら、必要に応じ、個別避難計画の見直しを行うなど、地域ケア会議等を活用し、計画の意義を説明しながら、関係者の理解と協力を得て、担当する要支援者の計画作成を推進したいと考えています。

意見 福祉サービスを利用している人は必ずケアマネージャーや相談支援専門員がついているので、ぜひ、連携して声掛けをお願いしたい。

質疑 同意者の割合が伸びない理由は何だと考えているか。やはり個人情報への不安があるのか。

答弁 近くに家族がいる等の理由で、支援不要と回答する人の割合が 32.6%、未提出の人が 23.7%となっています。災害時には、家族の支援が難しい場合もありますので、支援が不要とする方も含めて、分かりやすい情報発信を行い、家族の理解も得ながら取り組みを進めていきたいと考えています。

質疑 支援不要という人は今後も同意されないと思うので、未提出の人たちにどれだけ働きかけていくかが重要で、難しいところだが、どのように考えているか。

答弁 民生委員やケアマネージャー等関係者と連携しながら、分かりやすい説明、働きかけをして同意者数を増やしていきたいと考えています。

質疑 地域のなかでの環境づくりも必要であると思う。個人情報の流出に対する不安については、自分の情報を近隣の人に知られたくないという思いもあると思う。情報提供は、どういう人にどういう情報を提供するのかということも明確に説明する必要があるのではないか。

答弁 個人情報への不安については、本人だけではなく、家族や地域の人の理解

も深める必要もあると考えています。地域福祉とも絡めて取り組んでいきたいと考えています。

質疑 社会福祉振興基金はどのようなものか。また、福祉施設の改修に充てるものということか。

答弁 社会福祉振興基金は、社会福祉の向上を財源として設けられた基金です。これまで長期間元本を維持したまま保有してきましたが、今後、施設整備の方向性や事業スケジュールの整理が進んだこともあり、運用を行うことと判断したものです。なお、これまで具体的な施設整備の予定はなく、条例上も取り崩しが難しいことから運用を行ってこなかった経緯がありますが、今後は社会福祉の向上を目的とした事業の財源として、状況を見ながら活用していきたいと考えています。

質疑 現在、基金残高はいくらあるのか。

答弁 2億円となっています。

質疑 社会福祉振興基金は、平成2年に設置されているが、使われていない状況であり、また、利息は一般会計の財源となり、他の基金のように額が増えるということもない。そもそもこの基金は必要なのか。

答弁 現在の条例では取り崩しができない果実運用型となっていますので、今回は取り崩しではなく運用を行うものです。これまで運用したことがありませんでしたので、公金管理検討委員会で検討した結果、2億円のうち1億円を運用することとしました。基金を取り崩して施設整備に活用することについては、今後検討していくこととしています。

(健康福祉部 子育て支援課)

質疑 款3項2目1、児童福祉総務費の財源のうち、「その他 3,515万1千円」とは何か。どこに充当されるか。

答弁 財源のその他は、企業版ふるさと納税と各事業の利用者負担金の合計です。そのうち、企業版ふるさと納税が3,483万6千円で、子育て支援拠点整備事業に充てています。残りは病児保育事業等の利用者負担金です。

質疑 要保護児童対策地域協議会では、どのような支援や協議を行っているのか。

答弁 要保護児童対策地域協議会、略して要対協は、虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童の早期発見や、適切な保護や支援を図るため、関係機関がそのこどもや保護者に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくことを目的に設置・運営されています。構成機関として、児童相談所や警察をはじめ、小中学校、保育園等、こどもに関わる機関であり、大津町内での構成機関は約70機関です。子育て支援課は、調整機関として、案件に係る支援機関との情報共有や連絡調整、支援方針の協議や確認を行うことで、各支援機関が共通理解のもと、具体的に支援していけるよう、各ケースの進行管理を行っています。

質疑 スーパーバイザーとはどのような方なのか。

答弁 月3回役場に来ていただき、要対協案件の進行管理が、大局的・客観的に対応が適切かどうか、助言をいただいている。依頼している方は、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、大学の教員であり、県教育委員会のスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーとしても勤められており、経験豊富な方です。

質疑 児童家庭相談システムとは何か。

答弁 要対協案件やその他児童相談を受け付けた記録を入力し、管理しています。そして、相談受付票、児童記録票、経過管理、会議資料、国への報告統計資料等を作成することができます。情報が整理され入力や検索が容易になるため、業務の効率化、情報共有の充実につなげています。

質疑 ファミリー・サポート・センター事業の内容を教えてください。どのような利用があり、会員数はどのくらいいるのか。

答弁 子どもを預けたい保護者と子どもを預かってくれる人を会員登録し、必要なときに依頼会員と協力会員の調整を行うことにより、育児中や仕事を持つ保護者の子育て支援を行う事業です。現在、依頼会員が681人、協力会員が281人、両方会員が47人です。利用形態としては、預かりや送

迎です。

質疑 護川小学校の旧学童保育施設の解体はアスベストの話があったと思うが、その結果はどうだったのか。

答弁 アスベストは施設の中木（はばぎ）の接着剤に含まれていました。工事において飛散の恐れはないということで、特段の対応は不要と確認しています。

質疑 護川小学校の新しい学童保育施設での雨水対策の工事は、梅雨前に実施するのか。

答弁 梅雨前に実施したいと思っていますので、新年度早期に発注予定です。

質疑 小規模保育事業について、利用者が減ってきている中で、今後どうしていくのか、あり方を子ども・子育て会議で諮っていくべきと思うが、そのあたりの話はされているのか。

答弁 出生数も減っていく中で、保育のあり方については課題となっています。実際に子ども・子育て会議や園長会議において、定員数の話も議題に出ており、定員減を行う大規模保育園も出てきています。小規模保育事業のあり方についても、議論すべき課題と考えています。

意見 待機児童が多い時に、家庭的保育事業や小規模保育事業が対策の一部を担っていたため、園児数が減った時に、これからもやっつけていけるようになるか、あるいは終わるなら終わるとして、どこで閉めるかということを検討し、方針を示すべきだと思う。

質疑 出生数が減っている状況だが、町立認定こども園の建設において、定員数の設定は100人のまま進めていくのか

答弁 公立保育等再編方針の中で、大津保育園と陣内幼稚園の統合の話になった時が、園児数は合計で160人でしたので、その規模で議論をスタートしましたが、ここ数年は園児数が減ってきている状況があります。現在では、合計して100人程となっています。計画当初からは見直しをして進めているところです。また、子育て支援施設を併設しますので、今後も見据え

たところで、園児が減った時には子育て支援施設としても利用できるような、フレキシブルな作りを取り入れた計画を進めています。

質疑 説明に出てくる言葉で、子育て支援拠点、町立認定こども園、子育て支援施設、次世代型子育て支援プロジェクトなど、色々な言葉が出てくるが、どれがどこを指しているのか。

答弁 子育て支援拠点整備事業は、子育て支援課で計上している予算の事業になりますが、町立認定こども園を軸として、子育て支援施設を併設した一体型の建物整備、それに付随する事業としての駐車場整備、園路改良整備が含まれます。この整備事業が次世代型子育て支援プロジェクトの全体像であります。つまり、これまで以上に子育て支援を充実させるための拠点として、町立認定こども園において、入園児以外の親も安心して相談できる機能を併せ持つ施設の整備をしていきます。

質疑 西側駐車場の整備範囲を教えてください。

答弁 現在の昭和園入口から西側に少し駐車場がありますが、そこから西側で既存の園路の北側の、つつじが植栽されている範囲をすべて駐車場として整備します。

質疑 現在東屋がある、昭和園西側の場所については、特に整備予定がないように見えるが、どうなるのか。

答弁 整備計画の内容は、令和6年度に策定した基本構想を基に進めております。全体図では、こども園整備ゾーン、駐車場再整備ゾーンがあり、昭和園中心部は都市計画課で整備される部分となります。その中でもゾーニングがされており、既存のまま活用される芝生ゾーン、ステージゾーンと令和10年以降に整備予定の広場再整備ゾーンに分かれております。西側の東屋の部分は、基本構想時には計画に入っていませんでした。1月の住民説明会で住民の皆様から、当該箇所に関するご意見もありましたので、整備については現在検討していくところと聞いております。現時点では、まだ具体的な整備計画として確定しているものではありません。

質疑 インクルーシブ遊具はどこに整備されるか。

答弁 インクルーシブ遊具は公園整備の中では、広場再整備ゾーンに整備される予定です。子育て支援施設においても、室内で遊べる遊具の整備を予定しています。

質疑 現地を見たときに、ステージゾーンの入り口など段差があったが、そういった段差も解消されるのか。

答弁 段差は都市計画課の昭和園リニューアルのほうで計画される予定です。

質疑 こども園では園庭解放の予定はあるか。

答弁 私立園では時間内での園庭解放をされていますが、公立園において行うか今後協議していきます。

質疑 こども園の園庭の遊具と支援施設の遊具について教えてほしい。

答弁 建物の形状として、こども園と子育て支援施設は併設されますが、こども園側には、こども園の園庭があり、園児の教育のための一般的な遊具を設置予定です。支援施設の方は室内で誰でも遊べる場所を目指していますので、インクルーシブな遊具も含めて、利用者が使いやすい遊具を整備していきます。支援施設の外は芝生広場となりますが、面積的に大きな遊具は置けませんので、0歳から2歳のこどもが乗って楽しむような小さな遊具を置く予定です。

質疑 人が集まるようになると思うが、監視カメラ等の配置はどうなるのか。

答弁 設計が進み次第、配置計画をしていく予定ですが、こども園敷地内や駐車場については、防犯対策として防犯カメラなどの設置を検討しています。

意見 施設ができることで、交通量も増えるとは思いますが、最近は住宅も増えているため、歩道整備など安全対策もしっかり考えていただきたい。

意見 子育て支援拠点整備事業については、子育て支援課が直接的な担当部署だと思うが、都市公園や道路など複数の部署が関わる事業であるにもかかわらず、調整役が誰なのか。今後は関係のある部と課でプロジェクトとして進めていただきたい。組織横断的に体制を整えていかないと、うまく

いけないと思う。昭和園リニューアルの内容まで子育て支援課が回答しなくてはいけないというのも違うと思うので、担当を明らかにして説明していく必要があると思う。

質疑 一時預かり事業の利用が減っているとのことだが、原因は何か。

答弁 10年前は待機児童も多く、年間延べ1,000人近く利用がありました。近年は年間延べ300人前後まで減少しています。待機児童がいなくなったことと、保育園入所を育児休暇復帰の前月から出来るようになったことで、慣らし保育のような利用も減ったことが理由として挙げられます。

質疑 国費の子ども・子育て支援交付金の事業の内訳を教えてください。

答弁 地域子ども・子育て支援事業の内容となりますが、延長保育事業、学童保育事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、児童育成支援拠点事業、子育て世帯訪問支援事業、産後ケア事業です。

意見 事業と歳入の名称が違うなど複雑化しているため、いずれでいいので、事業の歳入と歳出の流れがわかる資料を作成していただきたい。

(健康福祉部 子育て支援課 大津保育園)

質疑 大津保育園給食費戻入とは何か。お金の流れも説明してほしい。

答弁 職員の給食費を歳入として入れたものです。子どもの副食費は子育て支援課が事務を行い、口座引き落とし等の方法で徴収を行っています。職員分は園長が集金し、町に戻し入れという形で歳入として入れています。

質疑 大津保育園の令和8年度の園児数は何人の見込みか。

答弁 令和8年度は現在決定が出ている人数で、4月1日付けで、0歳児が6人、1歳児が13人、2歳児が16人、3歳児が11人、4歳児が16人、5歳児が16人で、計78人です。

質疑 園児数が減っているが、職員数は減少したのか。

答弁 昨年度から2名減少しています。

質疑 令和10年度には認定子ども園に移行することになるが、保護者の期待値は高いのか。今のままがいいという人はいないのか。

答弁 期待値は高いと思われます。

意見 意見を聞いておいてほしい。子どもたちが昭和園で遊ぶ時に事故がないように、また、先生たちの意見を十分に聞きながら子育て支援課と協議を進めて、開園に向かってほしい。

質疑 飲用後牛乳パック開封業務委託とあるが、牛乳パック1個あたりの単価は以前からどうなっているか。上がっているのか。

答弁 牛乳パック1個あたりの単価は、令和6年度までが2.4円、令和7年度から4円です。

質疑 会計年度任用職員が30名近くいるが、正規職員になりたい人はいるのか。会計年度職員から正規職員になれる制度はあるのか。

答弁 正規職員の採用は公募による方法で、採用試験を受けることとなります。

(健康福祉部 子育て支援課 陣内幼稚園)

質疑 陣内幼稚園の令和8年度の園児数は何人の見込みか。

答弁 満3歳児2名、3歳児1名、4歳児12名、5歳児7名です。

質疑 職員体制はどうなっているか

答弁 園長1名、副園長1名、担任の正規職員2名、会計年度任用職員の幼稚園教諭5名、計9名です。

質疑 保育園は0歳～2歳児もおり配置すべき保育士数が必要になってくるが、園児22名に対して職員が9名。基準はあると思うが基準に対してかなり余裕があるのか、若干余裕があるという状況か。

答弁 支援を要するお子様が増えてきています。支援のための加配をしております。また、幼稚園での預かり保育事業の担当も必要ですので、かなり余裕があるということではないです。

質疑 保育園の人数比と比べてバランスとして多いかと思うが、年少、年中、年長は3歳以上で、乳児に比べて手がかかる場面が少ないので、配置をしなくて良いのではないか。

答弁 ここ数年、保育園も幼稚園も園児数がかかなり減ってきているのが実状です。今後、園の統合もありますので、令和8年度と9年度で、職員の配置体制や配置人数を検討していきます。

（ 健康福祉部 介護保険課 ）

質疑 予算の概要40ページにある介護保険特別会計繰入金について、重層的支援体制整備事業とはどのような事業か。介護保険特別会計から一般会計に移行した地域介護予防活動支援事業や地域包括支援センター運営費等について、詳しく説明をしてほしい。

答弁 重層的支援体制整備事業は、高齢者・障がい者・こども・生活困窮などの分野に関わらず、住民の複雑化・複合化した課題を包括的に支援する体制を整備する事業となっており、共生社会を目指して、部署横断的に連携して実施する取り組みとなっています。大津町では、令和4年度から開始しています。また、地域介護予防活動支援事業、地域包括支援センター運営費、生活支援体制整備事業は、もともとは介護保険特別会計で実施していた事業となっており、重層的支援体制整備事業を開始する際に一般会計で計上することとなったため、介護保険特別会計から事業実施に必要な財源である1号保険料などを繰り入れるというものになります。

質疑 重層的支援体制整備事業は、こどもも対象に含む事業であるということだが、介護保険特別会計で実施する事業についてはこどもを支援するための事業は含まれていないのか。

答弁 重層的支援体制整備事業のメニューの中に、こどもに関するメニューもあるということです。こどもは子育て支援課、高齢者は介護保険課などで

それぞれ事業を実施しており、福祉課が取りまとめて国へ申請を行います。そして、歳入があった交付金を各事業へ充当するという仕組みになっています。

質疑 高齢者エアコン購入費臨時助成事業は、助成額が購入費の3分の2または7万円となっているが、その助成額で現在どのようなエアコンが購入できるものなのか。十分な性能のエアコンが購入できるのか。

答弁 先行自治体や町内の家電販売店等に調査を行ない、本事業の助成対象エアコンは、今後の電気代と購入価格のバランスを考え、省エネ基準が星2以上と設定しており、エアコン本体と設置工事を含めて13万円前後と見込んでおります。

質疑 高齢者エアコン購入費臨時助成事業は、高齢者のみが対象なのか。要綱で対象を広げることや、今後事業の拡充をすることはあるのか。高齢者はリスクが高いことはわかるが、低所得者も病気で働けないなど状況は同じだと思われるため、高齢者に限定する必要はあるのか。

答弁 事業を検討する中で、対象を高齢者のみとするかどうかについても検討しましたが、予算やニーズの有無など総合的に考え、今回は非課税世帯かつ高齢者世帯という最も猛暑の影響のある高齢者のみを対象としたところです。本事業でのニーズや成果などを検証し、今後、事業については見直しをしていきたいと考えております。

質疑 エアコンの省エネ基準が変わり、安価なエアコンが製造できなくなるはずだが、いつからか。

答弁 2027年の4月から省エネ基準が星2のエアコンは販売できなくなると聞いております。

質疑 今回の事業では省エネ基準が星2以上ということだが、一年しか事業ができないのではないか。

答弁 はい。今回、単年度の事業として計画しております。省エネ基準が変わるということで、今年は例年よりも駆け込み需要があると見込んでおります。そのため、できるだけ早く事業を開始できるようにということで、3

月補正での債務負担行為の設定をお願いしたところです。

質疑 高齢者エアコン購入費臨時助成事業は、予算が約 140 万円で補助上限が 7 万円であるため対象は 20 名程度と考えられるが、その人数の試算はどのように行ったのか。

答弁 今回、事業化に当たり、先行自治体の実績を参考に試算した結果、高齢者世帯でエアコンが未設置または故障して使用できない世帯は実際には少ないようで、5 件前後と見込んでおりますが、町としては初めての事業であり、要望があっても予算不足で対応できない等の事態を避けるため、一定の余裕を見込み 20 件分として予算を計上しました。

質疑 高齢者がエアコンを購入して補助を受けるまでの手続きの流れはどのようになるのか。

答弁 まず、高齢者から相談を受け付けましたら、職員が自宅訪問を行い、エアコンが未設置または故障している状況を確認します。確認後、申請書と見積書等を提出してもらい、交付決定を行います。対象者には交付決定通知を受けてからエアコンを購入していただき、設置完了後には写真等により実際に設置されていることを確認したうえで補助金を交付します。また、対象者が一時的に全額を負担することなくエアコンを購入できるよう、設置完了後に町から事業者へ直接助成金を支払う「代理受領方式」も想定しております。

質疑 要綱はすでに作成されているのか。また、エアコンを購入できる事業者は町内業者に限られるのか。

答弁 要綱は、現在最終調整中ですが、概ね作成できています。また、購入先については町内業者に限定するものではなく、町外も可能とする予定です。ただし、代理受領方式への協力については、まずは町内事業者へ依頼する予定であり、町外事業者でも対応可能という申し出があれば代理受領方式ができるよう考えております。

質疑 エアコン購入助成金があることで、販売価格が通常より高く設定されるようなことがないか懸念しているが、そのような不当な価格設定を防ぐ仕組みは要綱の中にあるのか。

答弁 現時点で作成している要綱では、そのような規定は設けていませんが、不当な価格設定への対応について、要綱の中で規定するよう対応したいと思います。

質疑 地域福祉権利擁護事業は成年後見制度に係る事業と思うが、今年の法改正で「期限付き後見」が導入されると聞いているが状況はどうか。

答弁 期限付き後見は、現在審議が進められており、法制審議会では要綱案が取りまとめられている段階であり、今後、法整備が進む見込みのようです。さらに、成年後見制度の見直しは、現在の後見・保佐・補助の3類型を補助に一本化するなどの議論が行われていると聞いております。また、権利擁護の分野では、県社会福祉協議会において死後事務を行う仕組みについても検討されているとの情報もあります。

質疑 成年後見制度は一度利用すると継続的な費用負担が生じ、低所得者では月2万円から6万円程度の負担となる場合もある。物価高騰の中で負担が重くなる可能性があるため、町として費用負担を支援する考えはないのか。

答弁 後見人等の報酬負担は、これまで町長申立ての場合のみ支援の対象としていたが、司法書士等からの意見も踏まえ、12月に要綱を改正し、町長申立て以外の場合でも、報酬を支払うことで生活保護基準程度の生活となる方については町が支援できるよう制度の見直しを行いました。

(健康福祉部 健康保険課)

質疑 不妊治療費助成事業費補助金は拡充となっているが、特定不妊治療と先進医療の内容について教えてほしい。いつから利用できるのか。

答弁 特定不妊治療は、体外受精及び顕微授精などの治療を指し、自己負担分に対して上限5万円の助成を予定しています。また、先進医療は、国が定める先進医療として実施される不妊治療で、保険適用外となる医療であることから、その費用に対し上限5万円の助成を予定しています。また、人工授精などの一般不妊治療は、これまでどおり自己負担分に対し上限4万円の助成を行う予定としています。特定不妊治療及び先進医療に係る

助成は、令和8年度からの実施を予定しています。

県の補助制度が令和8年度から先進医療のみを対象とする予定であることから、本町では、一般不妊治療及び特定不妊治療についても町単独で助成を行い、経済的負担の軽減を図るものです。

質疑 国民健康保険特別会計への法定外繰出金が想定より少なく済んだ要因として、国保保険税収の増加を挙げられていたが、他にも要因があるか。

答弁 国保税の収入増加に加え、町から県へ納める納付金が減額されたことが大きな要因です。県内の国保被保険者数は、過去5年で約20%減少し、医療費の単価上昇よりも被保険者が減少したことにより県の納付金総額が下がりました。また、納付金が過去最高額となった令和6年度は、令和2年度からのコロナ禍による一時的な医療費の高い伸び率が、納付金算定に反映されていたため高額でした。令和8年度は、伸び率が落ち着いた期間を算定基準としているため、納付金が減少しています。

質疑 まちなか複合施設の整備は、どのような体制で事業を進めていくのか。

答弁 現在、役場内で専門のプロジェクトチームは立ち上げていません。補助金や立地適正化計画など関係する事項も多いため、都市計画課など関係各課と連携して進めています。必要に応じて体制についても検討します。

意見 何を複合するかも決まっていない段階で、健康福祉部門が全体の調整を担うのは負担が大きすぎるうえ、組織としての調整能力を考えても健康保険課が担当すべきではない。全体の旗振り役は総合政策課など企画部門に渡し、そこで全体調整したうえで、健康保険課は自分たちに関係する部分だけを担う形にすべきである。委員会としては、「健康保険課が主体となるのではなく、総合政策課などが旗振り役となって進め、健康保険課はその補完をするべきである」という意見を申し述べておく。

質疑 電子母子手帳システムの利用状況はどのような状況か。

答弁 現在のデジタルこども手帳の利用率は30%程度と伸び悩んでおり、それに代わる母子健康手帳アプリを令和8年4月1日からのリリースに向けて準備中です。当初は令和7年度中に運用開始する予定でしたが、国の電子母子手帳に関するガイドラインが発出されず、スケジュールが遅れまし

た。このため、業者選定に当たっては、今後示されるガイドラインに適合すること、また、必要なシステム改修が生じた場合でも無償で対応することを条件としています。アプリ化により、予防接種などのプッシュ通知が可能となり、子育て世代へ必要な情報が届きやすくなると考えています。

質疑 RS ウイルスワクチンの内容について詳細な説明を求める。

答弁 RS ウイルスに感染すると重症化しやすい乳幼児を守るためのワクチンです。妊娠 28 週から 37 週に至るまでの妊婦を対象に接種すると、母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児が出生時から RS ウイルスに対する予防効果を得ることができます。定期接種となるため、自己負担は無料になる予定です。

質疑 SNS 相談（AI を活用したチャット相談）について、どのようなサービスか。AI は自己完結しようとするため、命の電話など人が対応する窓口につながるシステムにするべきではないか。

答弁 熊本連携中枢都市圏事業に参加を予定しており、人口に応じて費用を分担して実施するものです。令和 8 年度からの事業で、傾聴可能な AI が 24 時間 365 日対話形式でのチャット相談を受け付けます。必要に応じて町へ連絡が入り、個別対応することが想定されています。また、火曜日と日曜日の午後 6 時から午後 10 時までは、AI だけではなく、専門員によるチャット相談も受け付けます。いのちの電話など、人が対応する窓口へ繋ぐ仕組みは、今後予定されている熊本市や業者からの説明会などを通じてしっかり研究してまいります。

（ 教育部 学校教育課 ）

質疑 令和 8 年度に新しく開設する 2 つの校内支援センターはどこの小学校か。

答弁 小学校に開設の校内支援センターは、現在大津小のみですが、令和 8 年度には新たに室小と美咲野小に開設する予定です。まずは大規模の学校から設置したいと考えております。

質疑 吹田団地から通学する児童へのバスの通学補助及び定期券購入について、

使い勝手が悪いという声があり、町は現状を把握するため実態調査を実施するとともに、改善できることがあれば検討すると聞いているが、進捗状況はどうなっているか。

答弁 先般の本会議において、吹田団地から通学する対象児童約100人のうち、定期券の申請率が6割にとどまっているとの質疑を受け、令和8年度に実態調査を行いたいと考えております。また、帰りのバスの時間が合わない時は保護者が迎えに行っていると聞きましたので、大津東区の保護者会の会長と相談し、実状に応じた補助の在り方を検討していきます。

意見 この件は以前から伝えていたことなので迅速な対応をお願いしたい。

質疑 立石団地のバス停の周辺で、バスを待っている間に遊んでいる小学生を見かけるが、学校で待たないのは学校にいられない等の理由があるのか。

答弁 学校では、図書室や空き教室でバスの時間まで待つことができますが、中には早めに出発する児童もいると聞いています。

質疑 歳出予算の教育委員会費の旅費の内訳は何か。

答弁 費用弁償として定例教育委員会会議、臨時教育委員会会議、学校訪問、総合教育会議の他に、台湾への委員研修に係る旅費の合計136万円を計上しています。また、特別旅費として教育長の台湾への研修に係る旅費24万1千円を計上しています。

質疑 台湾への研修の目的は何か。

答弁 平成28年度に台湾の高雄市との交流が始まり、現在6校の小・中学校と姉妹校の締結をしています。令和7年5月には台湾の勝利小学校が大津南小を訪問され、給食交流や学習交流を行いました。さらに、令和8年6月に護川小訪問とスポーツ交流をしたいとの申し出があります。先方からは訪れていただいておりますが、こちらから訪問することができておらず、友好をつなぐため、そして先進的なICTを活用した学習を教育委員自ら見て、教育政策の様々な提言や示唆を与えていただく機会になればと考え、今回予算を計上させていただきました。

質疑 教育委員の台湾への研修は良いことだと思うが、児童が台湾へ行くことは検討していないか。

答弁 コロナ禍以前は子どもたちの派遣もありましたが、現在はあっていません。児童の派遣については、令和8年度の視察等で可能かどうか確認し、将来的に実施するか検討していきます。

意見 高雄市との交流は長く続いているので、今後も大事にしてほしい。

質疑 歳出予算の中に、インクルーシブ教育パンフレット検討委員会謝礼とあるが、委員会の構成はどのようなものか。

答弁 教育委員会の他に、学識経験者や講師、主に保護者から構成される特別支援教育に関する活動をされている各種団体を想定していますが、現時点では明確に決定していないため、今後検討していきます。

質疑 障害のある児童生徒の保護者も構成員に含むのか。

答弁 特別支援教育を受けている児童生徒の保護者に限らず、全ての保護者を対象として考えています。

質疑 歳出予算の貸付金について、奨学資金は何人にどの程度の金額を貸付けているか。

答弁 現在は貸付をしている人はおらず、返済を10人の方にいただいている状況です。予算上は3名分を計上しています。

質疑 歳入予算の中学校部活動指導員費補助金について、何名の指導者が対象となっているか。

答弁 令和7年度は、大津中に野球部と卓球部の2名、大津北中に女子バレー部の1名の部活動指導員が配置されています。

質疑 南小の建替に伴い、校区はどのようになるのか。

答弁 南小の校区については、学校から半径2キロ以内の新区と灰塚区にはア

アプローチをかけます。十数年前に新区の方々に相談した際はおことわりされた記録が残っています。しかし、今度南小が新築される際には、再度相談する必要があると考えています。灰塚区に関しても、南小に通学する考えがないか丁寧に説明しながら協議を進めていきます。

質疑 十数年前の新区の意見もあるようだが、今回改めて相談すべき相手にきちんと相談すべきではないか。

答弁 現在学校に子どもを通わせている方や、今後小学校に通わせる方にもアンケートで意向を確認する必要があると考えています。その都度議会に報告していきます。

質疑 日程は間に合うのか。

答弁 地域の役員との調整を3月中にスタートしたいと考えています。現地建替により、これまでと同様に新区は、大津小までと南小までが同程度の距離にあり、様々な意見があると考えられるため、丁寧に説明していきます。

(教育部 学校教育課 学校給食センター)

質疑 おかずの量に対してご飯が余ってしまう傾向がある。今後どのような献立の工夫をしていくのか。

答弁 以前は、給食センター内に炊飯設備がありましたので、混ぜご飯などの献立を比較的多く提供することができていましたが、現在は、委託炊飯へ移行していることから、混ぜご飯の提供が難しい状況となっています。今後は、ご飯が食べやすい献立や、ご飯と一緒に食べることを前提とした献立の工夫を行うなど、ご飯だけが残ってしまうことのないような献立づくりに努めていきます。

質疑 現在の小中学校の給食費はそれぞれいくらか。

答弁 保護者にご負担いただいている給食費の月額につきましては、小学校が4,133円、中学校が4,515円、幼稚園が3,883円となっています。

質疑 国の制度により、小学校の給食費は無償化されるが、中学校まで無償化の対象としなかったのはなぜか。小中学校はいずれも義務教育であることか

ら、同時に無償化にすべきではないか。

答弁 小学校の給食費は、国の制度により財政支援が行われることとなっており、中学校につきましては、現時点で国の財政支援がなく、町が単独で実施した場合、毎年約 9,000 万円の新たな財政負担が生じることになります。このため、国の制度に基づき、小学校から無償化を先行して実施することとしたものです。

なお、中学校の給食費につきましては、平成 26 年度に見直しを行って以降、改定は行っていません。本来であれば、食材費の実勢価格を踏まえ、値上げが必要な状況ですが、保護者の負担軽減の観点から給食費を据え置いてきました。

中学校給食費の無償化につきましては、近隣市町村においても取組が広がっている状況であることは認識していますので、今後、国の制度や財源措置の動向を注視しながら検討していきます。

質疑 令和 8 年度において、公会計化を実施しなかった理由は何か。

答弁 国の制度により、小学校の給食費は無償化となりますが、中学校につきましては現時点で無償化の制度がないため、中学校給食費が無償化になるタイミングで公会計化への移行について進めていきたいと考えています。

質疑 公会計化については、無償化の有無とは別に進めるべきものとして整理されていたと思うが、中学校が無償化していないことを理由に移行しないという説明は成り立たないのではないか。

答弁 公会計化につきましては、これまで町の基幹システムのベンダーとも協議を行っており、システム改修の整備等に 2 年程度の準備期間が必要であるとの見込みを得ています。公会計化への移行が遅れることで支障が出ることも想定されますので、令和 8 年度におきましては、公会計化に向けた基礎的な準備を進めていきたいと考えています。

質疑 小学校の無償化に伴い、1 億 3 千万円もの公金を学校給食センター運営委員会が取り扱うことになるが、これを私会計で管理することは、本当に妥当なのか。

答弁 町総務課の整理によりますと、準公金を扱っている団体はおおよそ 40 団

体ほどあります。その中でも、学校給食センター運営委員会の扱う金額は比較的大きい部類に入るものと認識しています。そのため、引き続き、準公金取扱規程に基づき、適正な管理・運用に努めていくところです。また、監査につきましても、監査委員と相談しながら、必要に応じて年度途中での監査にも対応していきたいと考えています。

質疑 給食センターの人員不足の状況が続いていると思うが、人材確保のため、給与や勤務環境の改善など、魅力ある職場づくりを進める必要があるのではないか。

答弁 給食センターの会計年度任用職員につきましては、現在も定員に満たない状況が続いています。その背景としましては、周辺地域において大規模な半導体関連工場が操業しており、工場内の食堂などでも調理従事者が必要とされていることから、人材確保が難しくなっている状況などがあります。また、募集を行っていますが、給与面や福利厚生面で民間と比較して不利な部分もあり、人材確保に苦慮しているところです。そのような中でも、職員の定着につなげていくため、新しく採用された方に対しては指導役の職員を配置し、業務に慣れていただけるよう丁寧な指導とサポート体制の充実に努めています。

質疑 給食センターの業務については、保育園の調理業務と比べても食数が多く、食材や調理器具など重量物を扱う場面も多いなど、身体的な負担が大きいのではないか。人力に頼るのではなく、作業負担の軽減を図るための機械化や自動化など、設備面での整備も検討していく必要があるのではないか。

答弁 大津町の給食センターは、県内でも3番目に入るほど食数が多い施設であり、取り扱う食材の量も多いことから、作業の中には重量物を扱うなど、身体的な負担が大きい業務が生じる場合もあります。作業負担の軽減を図るための自動化設備の導入につきましては、検討しているところではありますが、現在の施設は建物自体のスペースが限られているため、新たな設備を導入するには難しい面があります。

質疑 給食センターの調理場には、エアコンなどの空調設備は設置されているのか。

答弁 前回の大規模改修の際に、各作業場へスポットクーラーを設置するなど、

暑さ対策を行ってきました。しかしながら、夏場は建物自体の温度が上昇することに加え、調理ではガス釜を使用して煮る・焼くといった作業を行うため、調理場内の温度が高くなりやすく、必ずしも十分な作業環境ではないのが現状となります。

質疑 給食センター調理場の作業状況を見学などできるのか。

答弁 給食の調理状況につきましては、センター2階の事務所から、調理場全体の作業の様子を見渡すことができます。

質疑 調理従事者から作業環境の改善等に関する意見や要望をアンケートなどで把握しているのか。

答弁 調理場内での改善に関する意見や提案につきましては、日々の業務の中で、午前及び午後のミーティングを通じて情報共有を行っています。また、各職員と個別面談の際にも要望や意見を聞き取っており、内容を踏まえながら、改善できるところから順次取り組んでいます。

質疑 衛生管理の観点から、食中毒を防止するため学校給食における基準や管理方法はどのようになっているのか。

答弁 学校給食におきましては、衛生管理のための学校給食衛生基準が設けられています。この基準に基づき、例えば、調理後2時間以内に喫食できるよう努めることや、食品については冷蔵庫等で適切な温度管理を行い、品質の保持や衛生管理の徹底などが求められています。

質疑 将来的な対応として、給食センターの建て替えについての検討や議論はされているのか。

答弁 現在の給食センターにつきましては、現地で建て替えることは厳しい状況であると認識しています。そのため、将来的に建て替えを行う場合には、別の場所での整備を検討する必要があるという点については、町長部局とも情報を共有しているところです。

質疑 将来的な給食センターの整備にあたり、1か所のセンターとして建て替える方法と、新たに小規模なセンターを整備して2施設体制とする方法のど

ちらが望ましいと考えているのか。

答弁 給食センターの整備の在り方につきましては、調理員の「確保」や「配置」の観点から考えますと、1か所に集約した方が合理的であると考えています。一方で、現在の給食センターにつきましては、施設自体が手狭であることから、調理方法や献立の多様化に十分対応できていない状況でもあります。そのため、将来的に建て替えを検討する際には、課題の解消を含め、より良い給食提供ができる施設となるよう、今後検討を進めていきたいと考えています。

(教育部 教育施設課)

質疑 電子黒板処理業務委託において処分予定の電子黒板で状態の良いものは、会議室等で再利用しても良いのではないかと。

答弁 廃棄前に業者に再利用の可否を確認し、検討して行きたいと考えています。

質疑 ネットワーク環境改善業務委託では、どのようなことをするのか。

答弁 現在のサーバーは、1つの機器でネットワークのコントロール機能と各端末接続のためにアドレスの配布を行う機能を兼務した働きをしています。ネットワークアセスメントの結果や今後、学力調査の電子化等により同時接続数が増加し、ネットワーク遅延が発生する可能性が判明したことから、端末接続のためにアドレスの配布を行う機能を持ったハードと大容量データ通信対応機器へ変更することでネットワーク環境を改善したいと考えています。

質疑 GIGA スクール関係で端末導入の状況を教えて欲しい。

答弁 熊本県の共同調達業務により2者のプロポーザルで業者を決定し、端末4205台をリースにて導入いたします。パソコンは、従前と同じクロームブックです。

質疑 屋内運動場への空調導入については、ランニングコストを考慮するとガス方式が良いのではないかと。

答弁 課題の1つとして小学校屋内運動場空調設備設計で検討して行きます。

質疑 除草等の学校施設管理委託については、基本的に昨年と変わらない方法で行うのか。

答弁 草の繁茂が著しい6月から9月において集中的に除草作業ができるような仕様書に変更したいと考えています。

質疑 小学校屋内運動場空調設備設計は、7校全て設計予定なのか。また、工事の予定はいつか。

答弁 令和8年度に小学校7校の設計を実施予定です。工事については、財政課と協議しながら令和9年度から進めて行きたいと考えています。

質疑 ネットワーク環境改善業務委託は、委託料ではなく機器の導入であれば備品購入費が適切ではないか。

答弁 機器の価格より設定費等の価格が大きいため、委託料としています。

意見 財政課や会計課と相談し進めてください。

(教育部 生涯学習課)

質疑 中学校部活動地域指導者謝礼金についての内訳を説明してください。また、地域の指導者が入っていると思うが、内容を詳しく伺いたい。

答弁 中学校部活動地域指導者謝礼金についてですが、地域での展開ということで4月から7月までの4カ月分を予算化しています。地域指導者は時給1,600円×1名分×3時間×2回×4か月間×13クラブ、コーチにつきましては1,400円×2名分×3時間×2日間×4ヶ月×13クラブのトータル1,373,000円を計上しています。

質疑 中学校の休日移行が始まるが、予算はどこにつけられているのか。

答弁 今回の計上は、保健体育総務費の報酬、会計年度任用職員報酬2名分、同じく報償費の中学校部活動地域指導者謝礼金、役務費のスポーツ傷害保険料として地域部活動指導者40名分となっています。

質疑 委託料の体育施設指定管理は、大津町運動公園等の指定管理費用になるのか。

答弁 委託料、131,350,000 円は、指定管理者である大津つなぐプロジェクトへの体育施設等の指定管理料となっております。令和8年度は、5年間の指定管理の4年目を迎えます。

質疑 生涯学習センターに入居しているクラブおおづの賃借料はどこに入っているのか。

答弁 予算書 39 ページ 17 財産収入、1 財産運用収入、1 財産貸付収入、1 土地建物貸付収入の生涯学習施設駐車場等貸付料の中になります。貸付料は、年間7万2千円です。

意見 賃借料月額6千円は、面積からしても低廉すぎる。低廉である根拠は何か。町の業務を委託しているのであればわかるが、そうでないのであれば低廉とする理由はないのでは。相場にふさわしい額にすることが必要であり、そのうえで最適な額にすべきである。

質疑 生涯学習センター自家発電設備更新工事については、蓄電池での対応でも可能となったが、購入にあたってこちらとの経済比較検討はなされたのか。また、この後比較検討ができるのか。

答弁 今回は、排煙装置の稼働、消火ポンプの作動、誘導灯の点灯等の使用が目的であり、このことをふまえての更新となります。業者に確認をしましたが、周辺施設で蓄電池対応している施設はないとのことでした。

意見 蓄電池での対応でもよいという新しい制度ができていますので、比較検討はするべきではないか。少しでも経費をおさえることができるのであれば比較検討を行うべきである。

質疑 Wi-Fi の整備に関してだが、今、Wi-Fi の整備は時代遅れとの話もあるが避難所用との事であれば 00000JAPAN（平時、電気通信業者が有料で提供している公衆無線サービスを災害時に無料開放する民間の取組）等が現地に派遣していただけるサービスもある。今、Wi-Fi が整備されている図書館での通信データ等を確認して実際にどのくらい使われているのか

をもう一度検証していただきたい。

答弁 Wi-Fi 整備につきましてはオークスプラザと野外活動等研修センターの2箇所予定させていただいております。くまもとフリーWi-Fiについては図書館に整備されています。今後は、生涯学習センターにも整備する予定になっております。各生涯学習施設についても、避難所に指定されております。オークスプラザについては利用団体がWi-Fiがない状況でポケットWi-Fiを持参して使われている状況です。利便性を図りながらネット環境については早めに導入させていただきたいと思っております。

意見 Wi-Fi に関してお答えがなかったが、図書館のデータを収集してくださいという話です。図書館データがたくさん使われているのであれば、他の所も必要ということもわかる。利用者がWi-Fiのルーターを持ってくるという話だが、実際に今の通信費はすごく安い。以前は通信料が高く、公衆Wi-Fiが必要だったが、今は何十ギガが本当に安く使えるので、今本当に求められているかを、データ量も含めて検証していただきたい。

質疑 部活動の休日移行だが説明用の資料を作成したのはどこか。

答弁 国の資料を活用し事務局で作成したものです。

質疑 資料の概要図にNPO法人クラブおおづと記入してあるが、施策を展開する中で、特定の町内の事業者を前提とした立案が本当にいいのか。最終的にはNPO法人クラブおおづと一緒に事業を行うことになるかと思うがそれを前提として施策を展開するのはいかがなものか。運営団体と実施主体の両方に同じ法人が入っているが、私はどちらか一つであるべきだと思う。問題点として実施主体に対する運営団体のガバナンスがどこまでとれるのか。実施団体と運営主体が同じならガバナンスがなくなってしまう。このようなやり方が本当にいいのかを考えるべきである。

答弁 地域部活動休日展開の表中の運営団体、実施主体につきまして、運営団体としては大津町教育委員会、NPO法人クラブおおづと併記しております。こちらについても準備の段階からNPO法人クラブおおづに入っていたっており、検討委員会の立ち上げまで協議を重ねながら、実施主体としてNPO法人クラブおおづに、将来的にも担っていただきたいと打合せをさせていただいているところです。当初からそのような打合せを行って

おりまして、記述につきましても教育委員会と NPO 法人クラブおおづが運営団体とのことで話の方は進めさせていただいている現状がございます。また、チェック機能、実施主体という部分につきましても、いまご指摘された分についても、今一度、検討委員会等でも協議しながら進めさせていただきたいと考えているところです。

補足 運営主体と実施主体とでガバナンスがきかないのではないか、同一では問題があるのではないかについては、県の体育保健課に確認をしております。認定 NPO が運営主体となって、実施主体となることそのものは問題ないということでお伺いをしています。また、これまでも NPO 法人クラブおおづと令和 5 年から 7 年まで実証実験にて委託をさせていただいています。令和 7 年度中には共同研究ということで、地域展開の協定を結びたいと考えていましたが、そこまでは行き着きませんでした。協定に基づいて NPO 法人クラブおおづと運営していく旨の説明を議会でご説明を行いたかったのですが、そこまでいかず大変申し訳ございませんでした。運営主体と実施主体が同じというのは特別制限がかかるものではないということだけはお伝えしておきたいと思います。

意見 部活動の地域展開について、運営主体と実施主体が同じというのは特別制限がかからないとのことだが、ではこれでよいかということはまだ判らない。私は切り分けてできるような仕組みを作っていただかないと困るかなと思う。資料の中には NPO 法人クラブおおづの名前を出す必要はないと思います。NPO 法人クラブおおづとの関係が委託になるのか協定になるのかわからないが、関係性によっては競争を発生させなければならぬ状況も出てくる。今の段階から名前入れるのは行政の仕事の進めた方として違うのではないか。現在は NPO 法人クラブおおづとのテストを行っていることはあってもいいと思うが、契約等を結ぶ際には NPO 法人クラブおおづ、他のところも平列になるべきだと思う。

質疑 給水ポンプのユニットの改修工事だが、9月の常任委員会の中で水道水と井戸水のコスト比較をお願いしていた資料がある。資料の中ではポンプのイニシャルコストは 1,800 万円だといわれていたが、実際に出てきたものは 43,724,000 円との数字である。それに置き換えて仮に算出した場合水道水の方が安くなるが、水道水の使用を再検討するべきではないか。

答弁 運動公園の井水ポンプユニット改修と水道料金との比較ですが、コスト比較で30年の設定で9月議会の時にご説明しています。まず井戸水を使った場合には、イニシャルランニング、修繕料を含めて大体6,450万円と水道水を使った場合は8,000万円かかりますから、1,550万円経済的ですよというご説明を差し上げました。今回、ポンプユニットの工事費で4,350万円ということになっております。ポンプの更新も前回と一緒の1,800万円を計上させていただき、ランニングコストも同じ金額です。ただ、修繕料につきまして、実際に修繕を行ったのが令和4年度に1度ポンプを外して、ポンプ自体を修繕したということで、修繕の頻度が低かったのでポンプ交換の1,800万円の3%に補正をさせていただきました。その上で合計額が7,920万円ということでは確かに、まだ井戸の方が安いという試算になっております。また4,350万円の改修工事につきましても、新年度に入りまして、入札をさせていただき、また、そこで若干金額が下がってくると考えています。ただ、ご指摘の通りまだ物価が上がっていけば、結局は水道の方が逆転するという現象もあるかと思えます。そういったところもしっかり確認したいと思えます。また、熊本地震の際には矢護川の方で、水道が濁って、湧水を見に行ったところ湧水も濁っていました。酪農家がボーリングしている水だけは綺麗な水が湧いてきたので、水道企業団もありますが、町が所有する井戸水というのは有効な水源ではないかと思えますので、引き続きこの井戸水を活用するところで運動公園はやっていきたいと思っています。

意見 今回、1,800万円といったものが4,300万円になった。そうした時に、この80万円の得が通用するのか。通用しないと思う。令和10年後も今回と同じ改修を行うならば、1,800万円で収まるはずがない。再度、検討した方がいいのではないか。

意見 4年後に水道料金の値上げがあるとの話も聞いているので、そこも確認してから試算を出さないとこの金額にはならないと思う。

質疑 生涯学習センターの太陽光パネルは、どこに設置してあるのか。

答弁 生涯学習センター屋上に設置しています。

質疑 売電料の近年の推移はどうなっているか。

答弁 売電料も下がっており、令和元年度113万円、令和2年度140万円、令和3年度140万円、令和4年度130万円、令和5年度100万円、令和6年度が86万円となっています。

討論 給食費については、公平性・平等性、また義務教育の果たすべき役割という観点から小学校、中学校同様に扱われるべきであり、小学校だけを無償化するという事は考えられない。中学校も同時に無償化されるべきであるが、その予算が盛り込まれていないことから、本予算案には反対する。

採決 賛成少数で否決

議案第 27 号 件名 令和8年度大津町国民健康保険特別会計予算について

(健康福祉部 健康保険課)

質疑 予算書1ページ第3条にある歳出予算の流用は、これまでに活用した実績はあるのか。また、どのような場合を想定したものであるか。

答弁 令和6、7年度において活用した実績はありません。国民健康保険の運営主体が都道府県に移行する以前は、市町村の予算の範囲内で対応する必要がありました。その際の月単位の急激な医療費の増加に対応するための条項と考えられますが、今後の活用見込みを加味して整理していきます。

意見 予算の原則からすると例外的なものであるため、不要であるならば削除すること。

質疑 基金の残額はいくらか。

答弁 約44万円です。

質疑 概要78ページの医療費適正化のためのジェネリック差額通知の概要と、通知による切り替えへの効果はどの程度あるのか。また、ジェネリック医薬品の利用率はどの程度か。

答弁 通知の概要は、県の国保連合会がレセプトデータから先発医薬品を使用している人を抽出し、ジェネリック医薬品に変更すると、医療費の自己負担額が具体的にいくら安くなります、という通知を送付しています。直近の実績として、令和7年度9月分は、54名に通知を送付し、現時点で24名がジェネリック医薬品に切り替えています。これにより、対象者の9月から12月までの医療費総額が、ジェネリック医薬品に切り替えなかった場合と比較して6万円程度安くなっています。通知は1件当たり事務手数料と送料等を合わせた180円程度の経費がかかりますが、継続すればさらに差額が積み重なるため、医療費適正化の取り組みとして効果的なものと考えています。利用率は、ジェネリック医薬品を選択できる人のうち8割程度の方が利用されています。また、ジェネリック医薬品が体質に合わない人もいるため、本通知は、医療費の自己負担額を下げることで旨のお知らせであり、利用を強制するものではありません。

質疑 マイナ保険証を使用することによりジェネリック医薬品を希望する旨の意思表示の仕組みはあるのか。

答弁 現時点で、マイナ保険証によるジェネリック医薬品希望の仕組みはありません。

質疑 国保税の算定方式は、所得割、均等割、平等割などのうち、どの方式を採用しているのか。

答弁 本町では、医療分と後期高齢者支援金分は「所得割・均等割・平等割」の3方式を適用しており、資産割は使用していません。介護分と子ども・子育て支援納付金分は、「所得割・均等割」の2方式を採用しています。これは、熊本県が令和12年度に制度を統一する際と同じ方式を採用しています。

質疑 子ども・子育て支援納付金の均等割は、18歳未満が軽減され、18歳以上に賦課される仕組みは、どのようなものか。

答弁 子ども・子育て支援金の目的を踏まえ、18歳未満の均等割は全額軽減となります。既存の低所得者や未就学児への軽減措置を適用したうえで、残りの均等割額を18歳未満の軽減分とし、その軽減された分を18歳以上に賦課することとなります。仕組みとしては複雑ですが、結果として18

歳以上の被保険者全員に均等割 1,500 円が賦課されることとなります。

質疑 医療分、後期高齢者分、介護分、子ども・子育て支援納付金分の各納付金は、どこに納付するのか。

答弁 納付金は全て県に納付し、県が全市区町村の分をまとめて国に納付する流れとなります。

質疑 子ども・子育て支援納付金は、令和7年度に18歳であり高校3年生の今月卒業する子どもは、4月から賦課されるのか。

答弁 4月から賦課されます。3月31日時点で高校3年生相当年齢までは全額軽減されますが、4月時点で18歳になる年度を過ぎている方は、学生でも軽減対象とはなりません。

質疑 障がいを持つ人に対する軽減措置はあるのか。

答弁 障がいを要件として、保険税を軽減する仕組みはありませんが、重度の障がいがある方は、重度心身障害者医療助成事業など、医療費の窓口負担が軽減される仕組みがあります。

質疑 子ども・子育て支援納付金として納付された保険税の用途は、国として明確にされているのか。

答弁 国が集めた納付金は「こども誰でも通園制度」などの子育て支援事業に充てると国から説明を受けています。また、国は、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化のため、令和7年度より子ども・子育て支援特別会計を創設されています。

質疑 子ども・子育て支援金の1人当たり1,500円は、基準となる賦課額であり、低所得者等に対する軽減措置が適用されるのか。

答弁 軽減措置は適用されるため、低所得による軽減等も1,500円に対して適用されます。

質疑 マイナ保険証の登録率はどの程度か。

答弁 大津町国民健康保険の登録率は、令和7年12月現在で74.8%となっています。

討論 (反対討論)

令和8年度から始まる子ども・子育て支援金は、実質負担増につながる。また、18歳未満の軽減は、これまで子育てを頑張ってきた世帯では、自分たちの子ども以外の分での負担が増え、世代間での負担に格差が生まれるため反対する。

採決 賛成多数で可決

議案第29号 件名 令和8年度大津町介護保険特別会計予算について

(健康福祉部 介護保険課)

質疑 UDe-スポーツについて、利用状況や利用者の声があれば教えてほしい。

答弁 UDe-スポーツについては、町で機器やソフトを購入し、通いの場など高齢者が集まる場所に持ち込み体験してもらう形で活用しています。令和7年度の利用人数については、通いの場19か所で実施しており、1か所あたり10名から15名程度が参加している状況です。実際の利用者からは、最初は戸惑いもあるが、ゲーム感覚で楽しめるため、概ね好評であり、通いの場のマンネリ化解消にも繋がっていると聞いております。

質疑 食の自立支援事業について、利用者数や利用者の声を教えてほしい。さらに、糖尿病など持病がある方への配慮や栄養指導等も行われているのか。

答弁 食の自立支援事業は、令和8年1月末現在の登録者数が77名で、そのうち実利用者は62名となっています。利用は昼食のみで、週1回から週3回までの提供となっていますが、近年は民間の配食サービスが充実していることなどから利用者は減少傾向にあります。利用者からは、温かい食事が届けられることや、配達時にボランティアが直接手渡しすることで会話や見守りにつながる点が好評となっています。事業は、昭和63年に給食サービスとして開始されましたが、現在は食事の提供よりも見守りの役割を主に実施しています。なお、アレルギー対応食などの特別食は実

施しておりませんが、刻み食ややわらかい食事など、利用者の状態に応じた調理上の工夫は行われています。また、栄養指導は本事業では実施しておりませんが、地域包括支援センターの管理栄養士がミニデイや通いの場などで栄養指導を行っております。

質疑 介護保険事業計画策定業務の委託料が計上されているが、計画策定は AI を活用するなど、職員主体で作成することはできないのか。

答弁 次期介護保険事業計画の策定は、現時点ではプロポーザル方式により委託業者を選定する予定としています。計画策定における AI の活用は、今後先行事例等の調査研究を進めます。

質疑 介護認定審査会費が前年度と比較して大きく減額されている理由は何か。

答弁 令和 7 年度に介護認定支援システムの標準化に伴う改修を実施しており、令和 8 年度は当該経費が不要となるため、その分の減額となっています。

質疑 調整交付金の交付割合が減少している理由は何か。

答弁 調整交付金は、自治体ごとの高齢者の年齢構成や所得状況などの違いにより、介護保険財政に差が生じないように調整するため、国から交付されるものです。その交付割合は、各自治体の高齢者の年齢分布や所得段階の状況などを基に算定されるため、本町の状況と全国平均との関係により、結果として割合が減少しているものです。

質疑 第 2 号被保険者の保険料収入の仕組みについて伺う。

答弁 第 2 号被保険者は、40 歳から 64 歳までの医療保険加入者であり、会社の健康保険や国民健康保険など、それぞれの医療保険の保険者を通じて保険料が徴収されています。市町村が個別に徴収するものではなく、各医療保険者が徴収した保険料を、社会保険診療報酬支払基金を通じて市町村に交付される仕組みとなっています。また、国においては少子高齢化の進行により、今後、現役世代の負担の在り方について様々な議論が行われており、第 2 号被保険者の対象年齢の在り方などについても検討の動きがあると聞いています。

質疑 歳入である第1号被保険者保険料が増加している一方で、介護給付費準備基金の繰入額が減少しているが、その理由は何か。

答弁 介護保険料は3年間の事業計画に基づき設定しており、給付費見込みや公費負担等を踏まえたうえで不足分を第1号被保険者保険料で賄う仕組みとなっています。介護給付費準備基金は、給付費が見込み以上に増加した場合などに備えて積み立てているものであり、保険料の急激な上昇を抑える目的で活用するものです。令和8年度は、直近の決算見込み等を踏まえて算定した結果、繰入額を減額しているものです。

質疑 介護認定調査について、認定調査員が複数いるが、調査員によって認定率に差が出ることはないのか。

答弁 認定調査は、全国共通の74項目の調査票に基づいて実施しており、調査員間で判断に差が生じないように研修等を行っています。このため、調査員によって認定結果に差が生じないように運用しているところです。

質疑 介護サービス等諸費が増加している理由及び高額介護サービス費が減少している理由は何か。

答弁 介護サービス等諸費の増加については、高齢者人口の増加に伴いサービス利用者が増加していることに加え、在宅や有料老人ホーム等に入居しながらデイサービスや訪問介護などの居宅サービスを利用する方が増えている状況があることから、これらの利用状況を踏まえ必要な経費を見込んで計上しているためです。なお、有料老人ホーム等に入居されている場合でも、介護保険制度上は居宅サービスとしてデイサービスや訪問介護等を利用することができるため、近年はそのような利用形態が増えていることも要因の一つと考えています。一方、高額介護サービス費については、直近の利用実績や決算見込みを踏まえて予算額を精査した結果、前年度予算と比較して減額となっているものです。

討論 (反対討論)

今回の予算は、直ちに被保険者の負担が増えるものではないと理解しているが、今後、介護保険の第1号被保険者が増加していく中で、将来的に保険料や負担金が増えていく可能性があることを懸念している。さらに、事務的経費やケアプランに係る利用者負担金が増加する可能性もあ

り、これらに対する実効的な対策が十分に示されていないと考えるため、本議案には反対する。

採決 賛成多数で可決

議案第 30 号 件名 令和 8 年度大津町後期高齢者医療特別会計予算に
ついて

(健康福祉部 健康保険課)

質疑 令和 6 年度からの繰越金はいくらか。

答弁 149 万 8176 円です。

質疑 国民健康保険特別会計では、給付が歳出予算総額の約 7 割、納付金が約 3 割とあったが、後期高齢者医療特別会計では、納付金が歳出予算のほぼ 100%を占めている。保険給付の流れを説明してほしい。

答弁 後期高齢者医療の保険給付は、熊本県後期高齢者医療広域連合が対応しているため、市町村での保険給付はありません。市町村は、徴収した保険料を広域連合へ納付し、広域連合はそれを原資としてその保険料により保険給付する仕組みになります。

質疑 町の後期高齢者医療費に対しての給付金額はいくらか。

答弁 予算上には直接出てきませんが、市町村は、後期高齢者医療費の 12 分の 1 を負担することとされており、本町では、一般会計の款 3 項 1 目 3 節 18 後期高齢者医療広域連合負担金として 4 億 1258 万円を計上しています。

質疑 マイナ保険証の登録率はどの程度か。

答弁 後期高齢者医療の登録率は、令和 7 年 9 月現在で 71.3%となっています。

討論 (反対討論)

後期高齢者医療制度は、医療の発達や高額化に伴い負担が大きくなっている。新しく子ども・子育て支援納付金が上乗せされるなど、後期高齢者

の負担が増えていく構造になっているため反対する。

(賛成討論)

保険である以上、給付が増えれば負担が増えることは当然であり、バランスを取らなければならない。給付が増えていることで、負担が増えることはおかしい、という考え方は違う。令和8年度予算としては、バランスを取るための制度として運用され、適切な処置がなされているため賛成する。

採決 賛成多数で可決